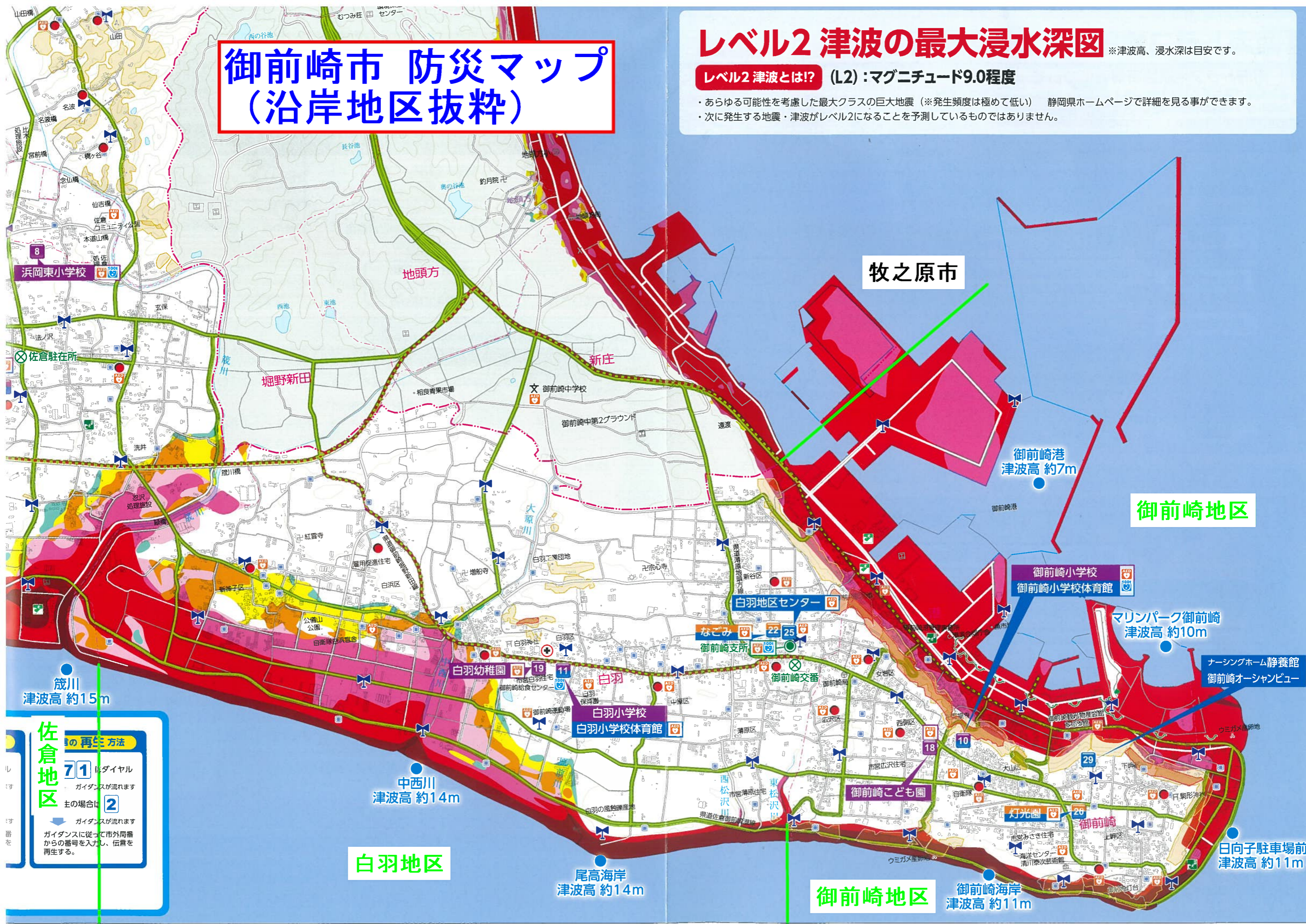


御前崎市 防災マップ (沿岸地区抜粋)

レベル2 津波の最大浸水深図 ※津波高、浸水深は目安です。

レベル2 津波とは!? (L2) : マグニチュード9.0程度

- ・あらゆる可能性を考慮した最大クラスの巨大地震 (※発生頻度は極めて低い) 静岡県ホームページで詳細を見る事ができます。
- ・次に発生する地震・津波がレベル2になることを予測しているものではありません。



牧之原市

御前崎地区

御前崎港
津波高 約7m

御前崎小学校
御前崎小学校体育館

マリナーパーク御前崎
津波高 約10m

ナーシングホーム静養館
御前崎オーシャンビュー

日向子駐車場前
津波高 約11m

御前崎海岸
津波高 約11m

御前崎地区

尾高海岸
津波高 約14m

白羽地区

中西川
津波高 約14m

箴川
津波高 約15m

佐倉地区

71の再生方法

ガイダンスが流れます

主の場合は 2

ガイダンスが流れます

ガイダンスに従って市外局番からの番号を入力し、伝言を再生する。



放射線防護施設

It will be a radiation protection measure facility.
Instalação de proteção contra radiação

原子力緊急事態において、即時避難が困難な病院や社会福祉施設の
入所者等の要配慮者及び住民等が屋内退避するための施設です。

番号	名称	住所	電話番号	種別
21	東海清風園	池新田4094番地	0537-86-3286	入所
24	市立御前崎総合病院	池新田2060番地	0537-86-8511	入院
26	市総合保健福祉センター	池新田2070番地	0537-86-8822	入所 参集
27	御前崎市役所西館	池新田5585番地	0537-85-1119	参集
28	御前崎市消防庁舎	池新田5151番地の1	0537-85-2119	—
2	高松体育館	門屋2060番地の2	0537-86-4949	参集
3	佐倉地区センター	佐倉3617番地の1	0537-86-2304	参集
4	比木体育館	比木2836番地の5	0537-86-3463	参集
5	朝比奈体育館	上朝比奈2681番地の1	0537-86-3365	参集
6	新野地区センター・体育館	新野789番地の1	0537-86-2024	参集
20	灯光園	御前崎35番地の37	0548-63-3729	入所
29	ナーシングホーム静養館 御前崎オーシャンビュー	御前崎32番地の20	0548-55-5111	入所
10	御前崎小学校体育館	御前崎3556番地	0548-63-2007	参集
25	白羽地区センター	白羽5403番地の20	0548-63-3690	参集
22	なごみ	白羽5402番地の10	0548-63-6860	参集
11	白羽小学校体育館	白羽3521番地の3	0548-63-2177	参集

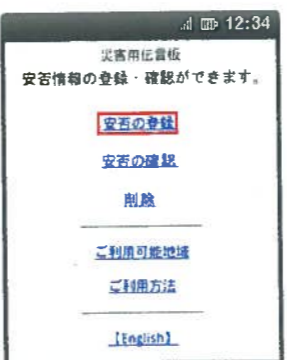
凡例	
入所 入院	施設入所・入院者が退避する施設
参集	参集して退避する施設
—	避難者の受入は行わない。
	建物内に大型のテントを設置する施設
	災害対策本部

災害時の連絡方法

1 携帯電話の災害用伝言板

大規模な災害が発生した場合、NTTドコモやau、SoftBankなどの携帯各社において、アプリや各社メニューに「災害用伝言板」が追加され、自らの安否状態を登録することが可能になります。登録された伝言は、インターネット接続が可能なパソコンや他社の携帯・iPadなどからも下記のURLで参照できます。

- <http://dengon.docomo.ne.jp/top.cgi>
- <http://dengon.ezweb.ne.jp/>
- <http://dengon.softbank.ne.jp/j>



※ドコモHP「災害用伝言板」より抜粋

2 災害用伝言ダイヤル「171」

NTTでは、震度6弱以上の地震発生時等、被災地への安否確認電話が集中する場合に「災害用伝言ダイヤル」サービスを開始します。災害用伝言ダイヤルの開設、登録できる電話番号等運用条件等は、災害後NTTが決定しテレビやラジオ放送でお知らせしますので、「171」をダイヤルし、利用ガイダンスに従って伝言の録音・再生を行なってください。

- NTT東日本 <http://www.ntt-east.co.jp/saigai/voice171/>
- NTT西日本 <http://www.ntt-west.co.jp/dengon/>

伝言の録音

171 にダイヤルするとガイダンスの録音の場合、ガイダンスに従ってからの番号を入力し録音する。

第3節 災害応急対策をとるべき期間等

市及び県は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるマグニチュード8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震（南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたマグニチュード6.8以上程度以上の地震が発生、又はプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した後に発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震）に対して警戒する措置をとるものとする。また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

第4節 避難対策等

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表され、国から指示が発せられた場合に、直ちに避難対策等を実施するため、住民等が後発地震が発生してからの避難では、津波からの緊急避難が間に合わない地域（以下「事前避難対象地域」という。）の設定や、事前避難対象地域内の住民等への避難の呼びかけ及び事前避難先等についてあらかじめ定める。なお、当該計画は津波避難施設の整備状況、避難訓練の実施状況等を踏まえ、見直していくものとする。

事前避難対象地域については、地域の実状等を踏まえ、以下の2種類に区分する。

(1) 住民事前避難対象地域

事前避難対象地域のうち、全ての住民等が後発地震の発生に備え1週間避難を継続すべき地域

(2) 高齢者等事前避難対象地域

事前避難対象地域のうち、要配慮者に限り後発地震に備え1週間避難を継続すべき地域

市及び県は、高齢者等事前避難対象地域内の要配慮者等及び住民事前避難対象地域内の地域住民等に対し、避難場所、避難路、避難方法及び家族との連絡方法等を平常時から確認しておき、国からの指示が発せられた場合の備えに万全を期するよう努める旨を周知する。

市及び県は、高齢者等事前避難対象地域内の要配慮者等以外の地域住民等及び事前避難対象地域外の地域住民等に対し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された際に、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかける。

1 地域住民等の事前避難行動等

(1) 基本方針

市長は、津波避難施設等の整備状況や避難訓練の実施状況等の地域の特性を踏まえて定めた事前避難対象地域内の住民等に対して、後発地震に備え1週間、事前避難を継続するよう呼びかけるものとする。

(2) 事前避難対象地域の設定

市は、津波による被害の発生が予想される地区等において、地域の特性を考慮のうえ、高齢者等事前避難対象地域を以下のとおり設定する。

(ア) 対象地域：御前崎地区、白羽地区、佐倉地区、池新田地区、高松地区

(イ) 対象者：対象地域内に居住する要配慮者

上記の対象地域及び対象者は、住民ワークショップやアンケートを踏まえて決定したものであるが、実施していない地域もあることから、検討の結果を受けて、必要に応じて見直す。

(3) 避難指示等の基準

市長は、国から指示が発せられた後、事前避難対象地域内の住民等に対して、以下のとおり避難指示等を行うものとし、対象地区等についてあらかじめ定めるものとする。

・高齢者等事前避難対象地域：避難準備・高齢者等避難開始

(4) 避難指示等の伝達方法

市長は、避難指示等を発表したときは、直ちに事前避難対象地域内の住民等に対して、同時通報用無線等により広報し、その旨の周知徹底を図る。

(5) 避難に関する情報の平常時からの周知

南海トラフ地震臨時情報が発表された際に、社会が混乱することなく防災対応を行うためには、住民等が、事前に南海トラフ地震臨時情報そのものを理解している必要がある。

このため、市及び県は、あらゆる機会を捉え、南海トラフ地震臨時情報の内容や情報が発表された場合にとるべき以下の事項等について広報に努め、住民等が正しく理解し、あらかじめ検討した対応を確実に実施できるよう努める。

ア 事前避難対象地域の地区名等

イ 家具の固定、備蓄物資の確認、非常持出品の確認等の日頃からの備えの再確認

ウ 安全な避難場所・避難経路等の確認

エ 避難行動における注意事項

(6) 避難計画の作成

市は、事前避難対象地域の住民等が一定期間避難生活するための避難所の選定、避難経路の指定等の避難実施に係る計画をあらかじめ定めるものとする。

2 避難所の運営

(1) 基本方針

事前避難先は、避難を必要とする住民の親類・知人宅等を基本とするが、市は、親類・知人宅等への避難が困難な住民等のために、あらかじめ定めた施設に避難所を設置するものとする。